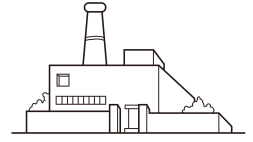


# クリーンセンター建設に向けて

～クリーンセンターは、皆さんの日常生活に欠くことのできない施設です。～

現在、木津川市の可燃ごみは、木津川市と精華町で構成する相楽郡西部塵埃処理組合の打越台環境センター（精華町内）で焼却処分しています。



木津川市の可燃ごみの処理状況は、宅地開発による人口増加などに伴うごみ量が増加するとともに、打越台環境センターが、昭和55年稼働開始以降、33年以上が経過し、施設の老朽化が相当に進んでいて、いつ停止するかわからない状態です。

このような状況から、新たなクリーンセンターの建設は、緊急かつ重要な課題です。

準備を進めているクリーンセンターは、最新かつ信頼できる技術により、94トン/日の燃やすごみを処理する能力を持った施設を予定しています。

今月号では、クリーンセンター建設に向けた準備状況のうち、都市計画の変更と建設用地の取得に関する取り組みについて、お伝えします。

## ○都市計画の変更

クリーンセンターは、都市計画法に規定されている都市施設の一つであることから、その建設位置を都市計画で定めることが必要です。

鹿背山川向地内にクリーンセンターを建設することを定めるための都市計画（案）について、5月1日から17日の間、縦覧に供したところ、のべ24人の方がご覧になりました。また、意見書については、19件でした。

木津川市都市計画審議会を5月29日に開催し、都市計画（案）の内容を審議していただいた結果、原案のとおり、承認されました。

### 木津川市都市計画審議会において承認されたクリーンセンターに関する都市計画（案）

- 相楽都市計画ごみ焼却場の変更（木津川市決定）… クリーンセンター建設敷地の位置
- 相楽都市計画用途地域の変更（木津川市決定）… クリーンセンター建設敷地について、第1種低層住居専用地域から準工業地域に変更
- 相楽都市計画高度地区の変更（木津川市決定）… クリーンセンター建設敷地について、第1種高度地区（最高高さ10m）から第6種高度地区（最高高さ31m）に変更

## ○建設用地の取得

クリーンセンター建設にあたり、UR都市機構より、約4.4haを購入する必要があります。本市の条例に基づき、UR都市機構から土地を取得することの議案を6月に開かれた本市議会に提出しました。

クリーンセンター建設は、地元の皆さんだけでなく、市民の皆さんに関わることです。市民の皆さんがこれまで以上にごみに関心を持っていただき、クリーンセンター建設準備を進める一方で、ごみの発生抑制、再資源化、減量などに取り組むことが、たいへん大切です。

クリーンセンター建設に向けて、地元の皆さんをはじめ市民の皆さん、一人ひとりのご理解とご協力をよろしくお願いします。

問合せ クリーンセンター建設推進室  
☎75-1226 Fax72-3900  
E-mail: clean-center@city.kizugawa.lg.jp